

# ○回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定

(仮訳)

2001年6月14日 C(2001)107/  
FINAL

改正…  
2002年2月25日 C(2001)107/ADD1  
2004年3月9日 C(2004)20  
2005年11月25日 C(2005)141  
2008年11月18日 C(2008)156  
2021年11月1日 ENV/EPOC/  
WRPW(2020)7/REV1

理事会は、

1960年12月14日の経済協力開発機構(OECD)条約第5条a)を考慮し、

回収作業に向けられる廃棄物の国境を越える移動の機能的な規制システムを確立するべく改正された、回収作業に向けられる廃棄物の国家間移動の規制に関する1992年3月30日の理事会決定「C(92)39/FINAL」を考慮し、

1992年5月5日に発効し、その第1条第1項(a)に従って有害であると分類される廃棄物及びその第1条第1項(a)に該当しない廃棄物のそれぞれをリスト化した附属書Ⅷ及びⅨを伴って1998年11月6日に改正された有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約を考慮し、  
OECD加盟国(以下「加盟国」という。)の大半及び欧州共同体がバーゼル条約の締約国となっていることに留

意し、

1998年10月にウィーンで開催された廃棄物管理政策ワーキンググループにおいて、OECD決定「C(92)39/FINAL」における手続及び規則と、バーゼル条約におけるそれらとを更に調和させることを加盟国が合意したことに留意し、  
廃棄物からの有価な原材料及びエネルギーの回収が国際経済システムの不可欠な部分となっており、そのような廃棄物の収集及び処理のために確立した国際市場が加盟国間に存在することに留意し、

更に、加盟国における多くの産業分野が、環境上適正かつ経済上効率的な方法で廃棄物を回収する技術を駆使することで資源効率を高め、持続可能な開発に貢献していること及び廃棄物からの回収の促進のための更なる努力が必要であり、及び奨励されるべきであることを確信していることに留意し、  
環境上適正かつ経済上効率的な廃棄物の回収が加盟国間の廃棄物の国境を越える移動を正当化することができることを認識し、

決定「C(92)39/FINAL」により確立された機能的な規制システムが、加盟国にとって環境上適正かつ経済上効率的な方法での回収作業に向けられた廃棄物の国境を越える移動を規制するための貴重な枠組であることを認識し、  
それゆえに、バーゼル条約第11条2の下でこの協定を継続することを希望し、

加盟国が、人の健康及び環境の更なる保全のために、その管轄下にある地域内において、この決定に一致し、及び国際法の原則に基づいて要件を課すことができることを認識し、  
規制システムの一部原理を進展させ、及びバーゼル条約との調和を拡大するために決定「C(92)39/FINAL」を改正する必要性を認識し、  
環境政策委員会の提案に基づいて、  
決定「C(92)39/FINAL」を次のとおり改正することを決定する。

## 第1章

1 この決定の第2章及びその附属書の規定に基づき、

加盟国がOECD地域内での回収作業に向けられた廃棄物の国境を越える移動を規制することを決定する。

2 環境政策委員会に対し、関連する他のOECDの機関ととりわけ貿易委員会と協力して、本規制システムが環境上適正かつ経済上効率的な方法で廃棄物を回収する加盟国のニーズと両立することを確保するよう指示する。

3 加盟国に対し、この決定の附属書8の様式を通告書類及び移動書類に使用するよう勧告する。

4 環境政策委員会に対し、必要に応じて通告書類及び移動書類の様式を改正するよう指示する。

5 環境政策委員会に対し、この決定の採択から遅くとも7年以内に、第II章B(3)に基づく廃棄物リストを改正する手続をレビューすることを指示する。

6 加盟国に対し、この決定の実施のために必要な情報及び附属書7に掲げる情報を提供するよう要請する。

7 事務総長に対し、この決定を国際連合環境計画及びバーゼル条約事務局に送付することを要請する。

## 第II章

A. 定義

1 この決定の適用上…  
「廃棄物」とは、他の国際的な協定の適用がある放射性物質以外の物質又は物体であつて、次のいずれかに該当する物をいう。

(i) 処分がされ、又は回収がされている物

(ii) 処分又は回収が意図されている物

(iii) 国内法の規定により、処分又は回収が義務付けられている物

2 「有害廃棄物」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(i) この決定の附属書1に掲げるいずれかの分類に属する廃棄物(この決定の附属書2に掲げるいずれの特性も有しない物を除く。)

(ii) (i)の廃棄物には該当しないが、輸出国、輸入国

又は通過国であるOECD加盟国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物。加盟国は、自国の法以外の法を執行することを要しない。

3 「処分」とは、この決定の附属書5Aに掲げる作業をいう。

4 「回収」とは、この決定の附属書5Bに掲げる作業をいう。

5 「国境を越える移動」とは、ある加盟国の管轄の下にある地域から他の加盟国の管轄の下にある地域へのあらゆる廃棄物の移動をいう。

6 「回収施設」とは、廃棄物を受領してその回収作業を実施するため、輸入国の国内法に基づいて、輸入国において操業し、又はその操業について認可若しくは許可を得ている施設をいう。

7 「輸出国」とは、その国から廃棄物の国境を越える移動が計画され、又は開始された加盟国をいう。

8 「輸入国」とは、その国への廃棄物の国境を越える移動が計画され、又は行われている加盟国をいう。

9 「通過国」とは、輸出国及び輸入国に該当しない国であつて、その国を通過する廃棄物の国境を越える移動が計画され、又は行われている加盟国をいう。

10 「関係国」とは、上で定義されている輸出国、輸入国及び通過国をいう。

11 「OECD地域」とは、加盟国の管轄の下にある全ての陸地及び海域をいう。

12 「権限ある当局」とは、この決定が適用される廃棄物の国境を越える移動に対して管轄権を有する関係国の規制当局をいう。

13 「者」とは、自然人又は法人をいう。

14 「輸出者」とは、輸出国の管轄の下にある者であつて、廃棄物の国境を越える移動を開始するもの又は計画された国境を越える移動が開始された時点で廃棄物の占有その他の形態の法的管理を有するものをいう。

15 「輸入者」とは、輸入国の管轄の下にある者であつて、廃棄物が輸入国において受領される時点で当該廃棄物の占有その他の形態の法的管理が譲渡されるものをいう。

16 「承認された貿易業者」とは、加盟国の管轄の下にある者であつて、関係国のしかるべき認可をもつて、廃棄物を購入し、後にそれを売却することを主たる業務として行うものをいう。承認された貿易業者は、回収作業に向けられた廃棄物の国境を越える移動を取り決め、及び促進することができる。

17 「発生者」とは、その活動によつて廃棄物を発生させる者をいう。

18 「混合廃棄物」とは、2種類以上の廃棄物を意図的又は非意図的に混合した結果生ずる廃棄物をいう。ただし、2種類以上の廃棄物から構成された廃棄物であつて、それぞれの種類ごとに分離されているものを単一の積荷とした場合を除く。

#### B. 一般規定

##### (1) 条件

本決定が対象とする廃棄物の国境を越える移動に対し、以下の条件が適用される…

(a) 廃棄物は、その施設に適用される国内法令及び運用に基づいて、環境上適正な方法で廃棄物を回収しようとする回収施設内での回収作業に向けられるものとする。

(b) 回収作業に向けられた廃棄物の国境を越える移動に係る契約又は取決めに関わる者は、いずれも国内法令に基づいて適切な法的地位を有するものとする。

(c) 国境を越える移動は、適用される国際的な輸送に関する協定の条件の下で実施されるものとする。

(d) 非加盟国を経由する廃棄物の通過は、国際法及び適用される全ての国内法令に基づいて行うものとする。

##### (2) 規制手続

このような廃棄物の国境を越える移動に適用される規制の線引きを行うため、2段階制度を設ける。

##### (a) グリーン規制手続

グリーン規制手続の対象となる廃棄物は、この決定の附属書3に掲げる廃棄物である。同附属書は、2部からなる。

・第I部には、バーゼル条約の附属書IXに掲げる廃棄物が含まれているが、その一部について

は、この決定の適用に当たっては注釈に従う。

・第II部には、この決定の附属書6において引用されている基準に照らしてOECD加盟国がグリーン規制手続の対象とすることに合意した追加の廃棄物が含まれている。

グリーン規制手続については、セクションCにおいて詳述する。

##### (b) アンバー規制手続

アンバー規制手続の対象となる廃棄物は、この決定の附属書4に掲げる廃棄物である。同附属書は、2部に分けられている。

・第I部には、バーゼル条約の附属書II及びVIIIに掲げる廃棄物が含まれているが、その一部については、この決定の適用に当たっては注釈に従う。

・第II部には、この決定の附属書6において引用されている基準に照らしてOECD加盟国がアンバー規制手続の対象とすることに合意した追加の廃棄物が含まれている。

アンバー規制手続については、セクションDにおいて詳述する。

##### (3) 附属書3及び4の廃棄物リストを改正するための手続

通常は、他の公式な決定がないまま、バーゼル条約の附属書IXになされた改正はこの決定の附属書3の第I部に、バーゼル条約の附属書II及びVIIIになされた改正はこの決定の附属書4の第I部に、バーゼル条約の改正（以下単に「改正」という。）が同条約の締約国において有効となる日をもつて発効すること、それぞれ組み込まれるものとする。また、附属書3又は4の第II部についても、同日をもつて適切な変更が自動的に行われるものとする。

##### 例外…

(a) 附属書6に掲げられた基準に照らし改正の対象となる廃棄物について異なった規制の水準とすることが正当であると判断した加盟国は、バーゼル条約締約国会議によつて改正が採択されてから60日以内に、OECD事務局に対して書面で異議を申し立てることができる。この決定の関連する附属書に含めることに対する代替的な提案を行う旨の異議申立ては、OECD事務局によ

って全ての加盟国に対して速やかに伝達されるものとする。

(b) OECD事務局に異議申立ての通告があった場合には、この決定の関連する附属書への関係する廃棄物の組入れを留保する。当該廃棄物は、適当なOECDの機関によって異議申立てに係る審査が行われる間は、セクシヨン6 (b)及び6 (c)の規定の対象となるものとする。

(c) 適当なOECDの機関は、異議申立て及び関連する代替的な提案を速やかに審査し、改正がバーゼル条約締約国に対して有効となる1か月前までに、結論に達するものとする。

(d) この期間内に適当なOECDの機関において合意に達した場合には、関連する附属書は、適切に修正されることとなる。この修正は、バーゼル条約の改正が条約締約国にとって有効となる時点をもって有効となる。

(e) この期間内に適当なOECDの機関において合意に達しなかった場合には、改正は、OECDの規制システムにおいては適用されない。該当する廃棄物に関しては、この決定の関連する附属書は、適切に修正されることとなる。各加盟国は、国内法令及び国際法に調和する形で当該廃棄物を規制する権利を有する。

(4) 特例的な国内規制に関する規定

a) この決定は、人の健康及び環境を保護するため、国内法令及び国際法の原則と適合する形で、例外的に特定の廃棄物に対して異なった規制を講ずることについて、加盟国の権利を害するものではない。

b) したがって、加盟国は、グリーン規制手続の対象となる廃棄物について、これをアンバー規制手続の対象廃棄物であるかのように規制することができ。

c) 加盟国は、アンバー規制手続の対象となる廃棄物について、国内手続を通じた判断によって、この決定の附属書2に掲げるいずれの有害特定も示さないことを理由として、その国内法令と適合する形で、これをグリーン規制手続の対象廃棄物であると法的に定義し、又は認めることができ。

d) 輸入国によってのみアンバー規制手続の対象となる廃棄物であると法的に定義され又は認められていない廃棄物の国境を越える移動の場合において、輸出者及び輸出国に適用するセクシヨンDの要件は、必要な変更を加えて、それぞれ輸入者及び輸入国に適用する。

(5) 情報提供の要件

異なった規制水準を適用する権利を行使する加盟国は、特例的に扱われる廃棄物及び適用される法令上の要件を列挙した上で、OECD事務局に対して速やかに通報するものとする。ある廃棄物がこの決定の附属書2に掲げられた有害特性を1以上有するか否かを判断するための何らかの試験及び試験手続を規定する加盟国は、どのような試験及び試験手続が用いられているのかについて、また、可能な場合は、どのような廃棄物がその国内手続の適用に基づいて有害廃棄物であると法的に定義され、又は認められるのかについて、OECD事務局に対して通報するものとする。上述の全ての情報提供の要件については、この決定の附属書7において特定されている。

(6) この決定の附属書3又は4に掲げられていない廃棄物の回収作業に向けられた廃棄物であって、この決定の附属書3又は4にまだ割り当てられていないものは、次の条件に従うこと、この決定に従った国境を越える移動の対象として適格なものとする。

a) 加盟国は、そのような廃棄物を特定し、適当である場合は、バーゼル条約の関連する附属書を修正するために、バーゼル条約技術作業部に申請を行うものとする。

b) いずれかのリストに割り当てられるまでの間は、いかなる国も自国の法以外の法を施行する義務を負わないようにするため、そのような廃棄物は、関係国の国内法令によって廃棄物の国境を越える移動に際して求められる規制に従うものとする。

c) ただし、国内手続及び適用される国際協定を用いることで、そのような廃棄物がこの決定の附属書2に掲げるいずれかの有害特性を示すと判

断された場合には、当該廃棄物は、アンバー規制手続の対象とする。

(7) 混合し、又は変質した廃棄物の発生者

2以上の廃棄物群が混合され、若しくは物理的若しくは化学的な変質をもたらす作業の対象となり、又はその両方が行われた場合には、当該作業を実施する者は、当該作業によって生じた新たな廃棄物の発生者とみなす。

(8) 混合廃棄物に係る手続

この決定の前文第11段落に関し、個別の記載が存在しない混合廃棄物は、次の規制手続の対象とする。

(i) 2以上のグリーン廃棄物から成る混合物は、その混合物の組成がその環境上適正な回収を阻害しない場合には、グリーン規制手続の対象とする。

(ii) グリーン廃棄物及び少なからぬ量のアンバー廃棄物から成る混合物又は2以上のアンバー廃棄物から成る混合物は、その混合物の組成が環境上適正な回収を阻害しない場合には、アンバー規制手続の対象とする。

C. グリーン規制手続

グリーン規制手続の対象となる廃棄物の国境を越える移動は、商取引において通常適用される現行の全ての規制の対象となる。

グリーン規制手続の対象となる廃棄物のリスト（附属書3）に掲げられているか否かにかかわらず、(a) この決定の附属書6の基準を考慮に入れた場合にアンバー規制手続に服することが適切であると十分に十分な程度にまで当該廃棄物に関連した危険性が高まっております、又は(b)環境上適正な方法での当該廃棄物の回収を阻害する程度にまで他の物質によって汚染されているときは、当該廃棄物をグリーン規制手続の対象から外すことができる。

D. アンバー規制手続

(1) 条件

(a) 契約

アンバー規制手続の対象となる廃棄物の国境を越える移動は、輸出者によって開始され、回収施設において終了するものとし、書面による有効な単独若

しくは一連の契約又は同一の法的主体によって管理されている施設間での同等の取決めで定められた条件に従っている場合に限って許容される。当該契約又は取決めに関わる者は、すべて適切な法的地位を有するものとする。

契約書は、次のようなものとする。

- i) それぞれの種類別の廃棄物の発生者並びに廃棄物及び回収施設に係る法的管理権を有する者を特定するものであること。
- ii) この決定の関連要件が考慮され、かつ、契約の全ての当事者を拘束する旨が規定されていること。
- iii) 契約のどの当事者が次のことを行うのかが特定されていること。

- (i) 適切な法令を遵守した廃棄物の代替的な管理（必要である場合はセクシヨンドの(3)の(a)に適合した廃棄物の返還を含む。）に係る責任を引き受けること。
- (ii) 状況によってはセクシヨンドの(3)の(b)に適合した再輸出のための通告を行うこと。

輸出者は、輸出国又は輸入国の権限ある当局からの要求に応じ、契約書又はその一部の写しを提供するものとする。

上記の規定に基づいて作成された契約書に含まれる情報は、国内法に適合し、及び国内法が定める範囲において、極秘とされるものとする。

#### (b) 資力保証

適切な場合には、輸出者又は輸入者は、国内法又は国際法の要件に従い、国境を越える移動及び回収作業に関する取決めが予定どおりに実行することができなくなった場合に、廃棄物の代替的な再生利用、処分その他の環境上適正な管理の手法を図るための資力保証を供与するものとする。

#### (c) 試験分析に向けられるアンバー廃棄物の国境を越える移動

加盟国は、廃棄物の物理的若しくは化学的な特性を評価するため又は回収作業の適性を判断するための研究分析に向けられていることが明らか場合には、当該廃棄物の国境を越える移動について、アンバー規制手続を免除することができる。そのように

免除される廃棄物の量は、それぞれの個別事例において分析を適切に実施するために必要とする妥当な最低量によって判断されるものとするが、25 kg を超えないものとする。分析試料は、適切に梱包され、及び表示されていなければならない。この決定の第II章セクシヨンドBの(1)の(c)及び(d)において規定される条件に従う。輸入国又は輸出国の権限ある当局に通報しなければならぬとその国内法令が求めている場合には、輸出者は、研究試料の国境を越える移動について、当該機関に対して通報するものとする。

#### (2) アンバー規制手続の機能

アンバー規制手続においては、次の2つのケースに係る手続が定められている。

- ケース1…個別の国境を越える移動又は単一の回収施設への数次の積荷
- ケース2…事前同意を得ている回収施設への国境を越える移動

ケース1…個別の国境を越える移動又は単一の回収施設への数次の積荷

- (a) 輸出者は、廃棄物の国境を越える移動の開始に先立って、関係国の権限ある当局に対して書面での通告（個別的通告）を行うものとする。通告書類は、この決定の附属書8Aに掲げられた全ての情報を含むものとする。輸出国の権限ある当局は、国内法に従って、輸出者に代わって自らこの通告を送付することができる。
- (b) 国内法の条件に基づいて行動する権限ある当局が、セクシヨンドに規定されている契約書の確認を行うことが求められている場合、その確認を適切に実施されるようにするため、当該契約書又はその一部が通告書類とともに送付されなければならない。

- (c) 関係国の権限ある当局は、通告が完全でないときは、追加的な情報を要求することができる。輸入国の権限ある当局及び適当な場合は輸出国の権限ある当局は、(a)で示された完全な通告書類を受領したときは、通告の受領から3就業日以内に、輸出者に対して受領通知を送付するとともに、他

の全ての関係国の権限ある当局に対してその写しを送付するものとする。

- (d) 関係国の権限ある当局は、その国内法に基づき、企図された廃棄物の国境を越える移動に対して、30日以内に異議を申し立てることができる。反対が可能なこの30日という期間は、輸入国の権限ある当局の受領通知の発行の時点から起算する。
- (e) 関係国の権限ある当局による異議申立ては、30日の期間内に、輸出者及び他の全ての関係国の権限ある当局に書面で行われなければならない。
- (f) 異議申立てがなかった場合（黙示の同意）には、30日の期間が経過した後には廃棄物の国境を越える移動を開始することができる。黙示の同意は、その30日の期間の終了から起算して1暦年以内にその効力を失う。
- (g) 関係国の権限ある当局が異議を申し立てず、書面による同意を行うと決定した場合は、輸入国の権限ある当局の受領通知の発行から起算して30日以内に当該同意を発行するものとする。廃棄物の国境を越える移動は、全ての同意が受領された後に開始することができる。書面の同意の写しは、全ての関係国の権限ある当局に送付されるものとする。書面による同意は、発行の日から起算して1暦年を上限として有効とする。

- (h) 異議申立て又は書面による同意は、郵送、電子署名付きの電子メール、電子署名なしの電子メール及びそれに続けての郵送、又はファクシミリ及びそれに続けての郵送によって行うことができる。
- (i) 廃棄物の国境を越える移動は、全ての権限ある当局の同意（黙示又は書面による同意）が有効な期間内に限り、実施することができる。
- (j) 廃棄物の国境を越える移動は、この決定の附属書8Bに掲げられた情報を含んだ移動書類とともに行われるものとする。
- (k) 回収施設は、廃棄物の受領から3日以内に、輸出者並びに輸出国、通過国及び輸入国の権限ある当局に対してそれぞれ一通の署名付きの移動書類の写しを送付するものとする。署名付きの移動書類の写しの受領を希望しない通過国は、OECD事務局に通報するものとする。当該回収施設は、

移動書類の原本を3年間保管するものとする。

(1) 回収施設は、可能な限り早く、かつ、回収作業の完了から30日以内であつて、廃棄物の受領から1暦年以内に、郵送、電子署名付きの電子メール、電子署名なしの電子メール及びそれに続けての郵送、又はファクシミリ及びそれに続けての郵送によつて、輸出者並びに輸出国及び輸入国の権限ある当局に対して回収証明書を送付するものとする。

(m) 本質的に類似した廃棄物（例えば本質的に類似した物理的及び化学的な特性を有する廃棄物）が周期的に同一の輸出者によつて同一の回収施設へと送られる場合には、関係国の権限ある当局は、1年を上限とする期間において、そのような数次の積荷に係る「包括的通告」を受理することを選択することができる。各積荷は、この決定の附属書8Bに掲げられた情報を含めた当該積荷に係る移動書類とともに行われるものとする。

(n) (m)の受理の撤回は、関係国の権限ある当局から輸出者に対する公的な通知をもつて行うことができる。この規定に基づいて既に与えられた国境を越える移動の受理に対する撤回の通知は、当該受理を撤回する国の権限ある当局によつて全ての関係国の権限ある当局に対してなされるものとする。

ケース2・事前同意を得ている回収施設への国境を越える移動

(a) 輸入国において特定の回収施設に対する管轄権を有する権限ある当局は、特定の回収施設（事前同意を得ている回収施設）への特定の種類の廃棄物の国境を越える移動について異議を申し立てないこととする旨を決定することができる。当該決定については、特定の期間内に限定することができる。また、いつでも撤回することができる。

(b) この仕組みを選択する権限ある当局は、回収施設の名称、住所、用いられる技術、事前同意が適用される廃棄物の種類及び適用期間について、OECD事務局に対して通報するものとする。OECD事務局には、あらゆる撤回についても通報されなければならない。

(c) そのような施設への全ての廃棄物の国境を越える移動に対しては、ケース1の(a)、(b)及び(c)を用いる。

(d) 輸出国及び通過国の権限ある当局は、その国内法に基づき、企図された廃棄物の国境を越える移動に対して、7就業日以内に異議を申し立てる。反対が可能なこの7就業日は、輸入国の権限ある当局の受領通知の発行の時点から起算する。ただし、例外として、輸出国の権限ある当局がその国内法の要件を満たすために必要なものとして輸出者から追加的な情報を受け取るために7就業日より長い時間が必要な場合には、追加的な時間が必要であるという旨を7就業日以内に輸出者に対して通報することができる。この追加的な時間は、輸入国の権限ある当局の受領通知の発行の日から起算して30日を上限とする。

(e) ケース1の(e)、(f)及び(g)は、30日を7就業日と期間を読み替えて適用するが、(d)で規定されている例外的な場合には、30日の期間のまま適用する。

(f) ケース1の(h)、(i)、(j)、(k)及び(l)を適用する。

(g) 包括的な通告を受領した場合には、ケース1の(m)を適用するが、例外として、積荷を3年間までとすることができる。この受理の撤回に対しては、ケース1の(n)を適用する。

(3) アンバー規制手続の対象となる廃棄物の返還又は再輸出の義務

関係国が同意を与えたアンバー規制手続の対象となる廃棄物の国境を越える移動が、不法取引その他の理由により、契約の条件に従つて完了することができない場合には、輸入国の権限ある当局は、輸出国の権限ある当局に対して速やかに通報するものとする。輸入国において環境上適正な方法で当該廃棄物を回収するために代替的な取決めを交わすことができなかつた場合には、場合に依つて次の規定を適用する。

(a) 輸入国から輸出国への返還  
輸入国の権限ある当局は、特に廃棄物を返還する理由を示した上で、輸出国及び通過国の権限ある当局に対して通報するものとする。輸出国の

権限ある当局は、当該廃棄物の返還を認めるものとする。さらに、輸出国及び通過国の権限ある当局は、当該廃棄物の返還に反対し、又はこれを妨害しないものとする。返還は、輸入国が輸出国に対して通報した時点から90日以内に、又は関係する加盟国が合意する他の期間内に実施するものとする。新たな通過国が新たな通告を要求することがありえる。

(b) 輸入国から当初の輸出国以外の国への再輸出  
アンバー規制手続の対象となる廃棄物の輸入国からの再輸出は、輸入国における輸出者から関係国及び当初の輸出国への通告に従つた場合に限り、実施することができる。通告及び規制手続は、関係国の権限ある当局に関する規定を当初の輸出国の権限ある当局にも準用することとした上で、セクションDの(2)のケース1の規定に従うものとする。

(4) アンバー規制手続の対象となる廃棄物の通過国からの返還の義務  
通過国の権限ある当局は、関係国が同意を与えたアンバー規制手続の対象となる廃棄物の国境を越える移動が通告及び移動書類の要件と適合しておらず、又は不法取引であると判断したときは、輸出国及び輸入国並びに他の通過国の権限ある当局に対して速やかに通報するものとする。環境上適正な方法で当該廃棄物を回収するために代替的な取決めを交わすことができなかつた場合には、輸出国の権限ある当局は、当該廃棄物に係る積荷の返還を認めるものとする。

また、輸出国及び他の通過国の権限ある当局は、当該廃棄物の返還に反対し、又はこれを妨害しないものとする。返還は、通過国が輸出国に対して通報した時点から90日以内に、又は関係国が合意する他の期間内に実施するものとする。

(5) 承認された貿易業者に関する規定  
(a) 承認された貿易業者は、輸出者又は輸入者であることに伴う全ての責任をもつて廃棄物の輸出者又は輸入者として行動することができる。  
(b) 第二章のセクションDの(2)のケース1の(a)において求められる通告書類は、第二章のセクション

Dの(1)の(a)において示された適切な契約が機能し、かつ、全ての関係国において法的に執行可能である旨の輸入者の署名を添えた宣言を含めたものとする。

(6) 交換(R12) および集積(R13) の作業に関する規定

(a) この決定の附属書5Bに掲げられたR12又はR13の回収作業が実施される施設に廃棄物が向けられる場合には、その後附属書5Bに掲げられたR1からR11までの回収作業が実施され、又は実施されうる回収施設についても、通告書類に記載するものとする。

(b) R12又はR13に係る回収施設は、廃棄物を受領してから3日以内に、輸出者並びに輸出国及び輸入国の権限ある当局に対してそれぞれ一通の署名付きの移動書類の写しを送付するものとする。当該施設は、移動書類の原本を3年間保管するものとする。

(c) R12又はR13に係る施設は、可能な限り早く、かつ、R12又はR13に係る回収作業の完了から30日以内であつて、廃棄物の受領から1暦年以内に、郵送、電子署名付きの電子メール、電子署名なしの電子メール及びそれに続けての郵送、又はファクシミリ及びそれに続けての郵送によつて、輸出者並びに輸出国及び輸入国の権限ある当局に対して回収証明書を送付するものとする。

(d) R12又はR13に係る回収施設は、回収用の廃棄物を輸入国に立地するR1からR11までに係る回収施設に引き渡したときは、可能な限り早く、かつ、遅くとも当該廃棄物の引渡しから1暦年以内に、当該施設において廃棄物の回収が完了した旨の当該R1からR11までに係る施設による証明書を受け取るものとする。当該R12又はR13に係る施設は、当該証明書に係る国境を越える移動を特定した上で、輸入国及び輸出国の権限ある当局に対して即座に適切な証明書を送付するものとする。

(e) R12又はR13に係る回収施設が、回収のための廃棄物を次のいずれかに立地するR1からR11までに係る回収施設に引き渡したときは、それぞれ当該各号の通告が求められる。

i) 当初の輸出国に立地するときは、セクシヨンドの(2)に適合する新たな通告

ii) 当初の輸出国以外の第三国に立地するときは、セクシヨンドの(3)の(b)に適合する新たな通告

Y1 病院、医療センター及び診療所における医療行為から生ずる医療廃棄物

Y2 医薬品の製造及び調剤から生ずる廃棄物

Y3 廃医薬品

Y4 駆除剤及び植物用薬剤の製造、調査及び使用から生ずる廃棄物

Y5 木材保存用薬剤の製造、調査及び使用から生ずる廃棄物

Y6 有機溶剤の製造、調査及び使用から生ずる廃棄物

Y7 熱処理及び焼戻作業から生ずるシアン化合物を含む廃棄物

Y14 研究開発又は教育上の活動から生ずる同定されていない又は新規の廃化学品であつて、人又は環境に及ぼす影響が未知のもの

Y15 この条約以外の法的な規制の対象とされていない爆発性の廃棄物

Y16 写真用化学薬品及び現像剤の製造、調査及び使用から生ずる廃棄物

Y17 金属及びプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物

Y18 産業廃棄物の処分作業から生ずる廃棄物

Y19 金属カルボニル

Y20 ベリリウム、ベリリウム化合物

Y21 六価クロム化合物

Y22 銅化合物

Y23 亜鉛化合物

次に掲げる成分を含有する廃棄物

Y24 砒素、砒素化合物

Y25 セレン、セレン化合物

Y26 カドミウム、カドミウム化合物

Y27 アンチモン、アンチモン化合物

Y28 テルル、テルル化合物

Y29 水銀、水銀化合物

Y30 タリウム、タリウム化合物

Y31 鉛、鉛化合物

Y32 ふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物

Y33 無機シアン化合物

Y34 酸性溶液又は固体状の酸

Y35 塩基性溶液又は固体状の塩素

Y36 石綿(粉じん及び繊維状のもの)

Y37 有機りん化合物

Y38 有機シアン化合物

Y39 フェノール、フェノール化合物(クロロフェノールを含む)

Y40 エーテル

Y41 ハロゲン化された有機溶剤

Y42 ハロゲン化された溶剤を除く有機溶剤

Y43 ポリ塩化ジベンゾフラン類

Y44 ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン類

Y 45 この附属書（例えば Y 39 及び Y 41 から Y 44 ま  
で）に掲げる物質以外の有機ハロゲン化合物  
附属書 2 ..  
有害な特性のリスト

分類番号・特性

H 1 .. 爆発性

爆発性の物質又は廃棄物とは、固体又は液体の物質又は  
廃棄物（又はこれらの混合物）であって、化学反応によ  
りそれ自体が周囲に対して損害を引き起こすような温  
度、圧力及び速度でガスを発生することが可能なものを  
いう。

H 3 .. 引火性の液体

引火性の液体とは、液体、液体の混合物、固体を溶解  
した液体又は懸濁液（例えば、塗料、ワニス、ラッカー  
等が該当するが、危険な特性により他に分類される物質  
及び廃棄物は、除く。）であって、密閉容器試験において  
摂氏 60.5 度以下又は開放容器試験において摂氏 65.  
6 度以下の温度で引火性の蒸気を発生するものをいう  
（開放法試験及び密閉容器試験の結果は、厳密に同じ  
ものではないこともあり、また、同一の試験による個々  
の結果さえも異なることが多いので、このような相違を  
考慮に入れるためこれらの数値とは異なる基準を設ける  
ことは、この定義の考え方の許容するところである。）

H 4 .. 1 .. 可燃性の固体

固体又は固体廃棄物（爆発性に分類されるものを除  
く。）であって、運搬中に起こることのある条件の下で、  
燃焼しやすく又は摩擦により、燃焼を引き起こし若しく  
は燃焼を助けるもの。

H 4 .. 2 .. 自然発火しやすい物質又は廃棄物

運搬中における通常の条件の下で自然に発熱すること  
により又は空気と作用して発熱することにより発火しや  
すい物質又は廃棄物

H 4 .. 3 .. 水と作用して引火性のガスを発生する物質又は  
廃棄物

水との相互作用により、自然発火しやすくなり又は危  
険な量の引火性ガスを発生しやすいう物質又は廃棄物

H 5 .. 1 .. 酸化性

それ自体には必ずしも燃焼性はないが、一般的に酸素  
を発生することにより他の物を燃焼させ又は他の物の燃

焼を助ける物質又は廃棄物

H 5 .. 2 .. 有機過酸化物

二価の 100-100 構造を含む有機物質又は廃棄物は、発熱  
を伴う自己加速的な分解を行うことのある熱に対して不  
安定な物質である。

H 6 .. 1 .. 毒性（急性）

えん下し、吸入し又は皮膚接触した場合に、死若しく  
は重大な傷害を引き起こし又は人の健康を害しやすいう  
物質又は廃棄物

H 6 .. 2 .. 病毒をうつしやすいう物質

動物若しくは人に疾病を引き起こすことが知られ若し  
くは疑われている生きた微生物又はその毒素を含有する  
物質又は廃棄物

H 8 .. 腐食性

化学作用により、生体組織に接触した場合に重大な傷  
害を生じ又は漏出した場合に他の物品若しくは運搬手段  
に著しい損害を与え若しくはこれらを破壊する物質又は  
廃棄物（これらの物質又は廃棄物は、他の有害な作用も  
引き起こすことがある。）

H 10 .. 空気又は水と作用することによる毒性ガスの発  
生

空気又は水との相互作用により、危険な量の毒性ガス  
を発生しやすいう物質又は廃棄物

H 11 .. 毒性（遅発性又は慢性）

吸入し若しくは摂取し又は皮膚に浸透した場合に、発  
がん性を含む遅発性又は慢性的影響を及ぼすことのある  
物質又は廃棄物

H 12 .. 生態毒性

放出された場合に、生物濃縮により又は生物系に対す  
る毒性作用により、環境に対し即時又は遅発性の悪影響  
を及ぼし又は及ぼすおそれのある物質又は廃棄物

H 13 ..

処分の後、何らかの方法により、この表に掲げる特性  
を有する他の物（例えば浸出液）を生成することが可能  
な物

試験

ある種の廃棄物がもたらす潜在的な危害は、まだ完全  
に立証されておらず、このような危害を定量的に明らか  
にする試験は、存在しない。当該廃棄物がもたらす人又

は環境への潜在的な危害の特性を表す方法を開発するた  
め、更に、研究が必要である。標準的な試験は、不純物  
を含まない物質及び物に関して開発されてきたものであ  
る。附属書 5 A 又は 5 B に掲げる処分又は回収が行われ  
る物質が、この附属書に掲げるいずれの特性を示すかを  
決定するため、多数の加盟国がこれらの物質について適  
用することのできる試験を開発してきた。

附属書 3 ..

グリーン規制手続が適用される廃棄物のリスト

廃棄物がこのリストに記載されているか否かにかかわ  
らず、(a) この決定附属書 6 の基準を考慮にいれば、黄  
級廃棄物リストへの記載を適当とするに十分なほど当該  
廃棄物の危険性を増大させる程度にまで他の物質によつ  
て汚染されているもの、あるいは、(b) 当該廃棄物の環境  
保全上適正な回収作業を阻害する程度にまで他の物質に  
よつて汚染されているものに対しては、緑級規制手続は  
適用されない。

第 I 部 ..  
バーゼル条約附属書 IX に掲げる廃棄物

この決定の目的のために、

a) バーゼル条約附属書 IX にあるリスト A に関す  
る注釈は、この決定附属書 4 に関する注釈として  
理解されるものとする。

a) の 2) バーゼル条約附属書 I 又は III にある注釈  
は、それぞれこの決定附属書 1 又は 2 に関する注  
釈として理解されるものとする。

b) バーゼル条約の B 1020 中の用語「塊状の  
もの」には、全ての飛散性を有しない形状の金属  
スクラップが含まれるものとする。

c) バーゼル条約の B 1030 は、バーゼル条約  
の改正の承認を待っているとおり、「耐火性の金  
属を含む残滓」と読むものとする。

d) 「銅の処理から生ずるスラグ」等に関するバ  
ーゼル条約の B 1100 は適用せず、代わりに第  
2 部にある OECD の GB 040 を適用するも

のとす。

d) バゼル条約のB1110は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのGCO10及びGCO20を適用するものとする。

f) バゼル条約のB2050は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのGG040を適用するものとする。

g) バゼル条約のB3011は、OECD加盟国間でこれをこの決定に組み込むことについて合意に達しなかったため、適用しないものとする。また、以前のバゼル条約のB3010この決定に引き続き適用するか否かについてOECD加盟国間で合意に達しなかった。この状況の結果として、それぞれの加盟国は、国内法令及び国際法に調和する形で、バゼル条約のB3011の対象となるプラスチックの廃棄物を規制する権利を有する。加盟国は、B3011の対象となるプラスチックの廃棄物の規制について2021年1月15日までに、また、当該規制の将来的な変更について適宜OECD事務局に対して通報しなければならぬ。OECD事務局は得た情報をOECDのウェブサイトで公表しなければならぬ。

第II部…  
次に掲げる廃棄物にもグリーン規制手続が適用される。

金属の溶解、精錬又は精製に伴い生ずる金属を含む廃棄物

GB040

7112

262030

262090

貴金属又は銅の高度精錬に伴い生ずるスラグ

金属を含むその他の廃棄物

GCO10

金属又は合金のみから成る電気部品

GCO20

電子スクラップ（例えば、プリント配線板、電子部品電線等）及び卑金属又は貴金属の回収に適した規格外の電子部品

GCO30

例 890800

解体される船舶及び海上浮体構造物（貨物及び船舶の運航に伴い生ずる物であって危険な物質又は廃棄物とされるものを除去したものに限り。）

GCO50

使用済みの液体接触分解（FCC）触媒（例えば、酸化アルミニウム、ゼオライト）

GEO20

非飛散性形態のガラスの廃棄物

GEO20

例 7001

例 701939

ガラスファイバーの廃棄物

非飛散性形態の陶磁器の廃棄物

GFO10

成形後焼成されている陶磁器の廃棄物（セラミック製の容器を含み、使用前であるか否かを問わない。）

GGO30

無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのあるその他の廃棄物

GGO30

例 2621

燃え殻及び石炭火力発電所から生ずるスラグトップ

GGO40

例 2621

石炭火力発電所から生ずる飛灰

GHO13

固形状の廃プラスチック類

GHO13

例 391530

例 39041040

塩化ビニルの重合体

GNO10

なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる廃棄物

GNO10

例 050200  
豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛の廃棄物

GNO20

例 050300

馬毛の廃棄物（支持物を使用することなく、又は支持物を使用して層状にしてあるか否かを問わない。）

GNO30

例 050590

羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（縁を整えてあるか否かを問わない。）並びに鳥の綿毛の廃棄物（単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限り。）

附属書4…  
アンバー規制手続が適用される廃棄物のリスト

第I部…  
バゼル条約附属書II及びVIIIに掲げる廃棄物  
この決定の目的のために、

a) バゼル条約附属書VIIIにあるリストBに関する注釈は、この決定附属書3に関する注釈として理解されるものとする。

a)の2) バゼル条約附属書I又はIIIにある注釈は、それぞれこの決定附属書1又は2に関する注釈として理解されるものとする。

b) バゼル条約のA1010中の用語「B表（附属書IX）に特に掲げるものを除く」は、附属書3の第I部(b)にあるバゼル条約のB1020及びその注釈の両方を言及したものとす。

c) バゼル条約A1180及びA2060は適用せず、代わりに附属書3にあるOECDのGCO10、GCO20及びGG040を適切な場合には適用する。加盟国はこれらの廃棄物を、附属書3又は4に掲げられていない廃棄物に関するこの決定第2章B条6の規定、及び、附属書3の前書きに基づき、規制することができる。

d) バゼル条約のA4050には、Y33の無機シアン化合物を含有することから、使用済みのアルミニウムの精錬に用いる電解槽の内張りを



含むものとする。シアンが破壊されている場合には、Y32のふっ化カルシウムを除く無機ふっ素化合物を含有することから、使用済みの電解槽の内張り第2部のAB120に該当する。

e) バーゼル条約のA3210は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのAC300を適用するものとする。

f) バーゼル条約のY48は、OECD加盟国間でこれをこの決定に組み込むことについて合意に達しなかったため、適用しないものとする。この状況の結果として、それぞれの加盟国は、国内法令及び国際法に調和する形で、バーゼル条約のY48の対象となるプラスチックの廃棄物を規制する権利を有する。加盟国は、Y48の対象となるプラスチックの廃棄物の規制について2021年1月15日までに、また、当該規制の将来的な変更について適宜OECD事務局に対して通報しなければならない。OECD事務局は得た情報をOECDのウェブサイトで公表しなければならない。

## 第II部

次に掲げる廃棄物にも黄級規制手続が適用される。

金属を含む廃棄物

AA010

261900

鉄鋼業から生ずるドロス、スケールその他の廃棄物

AA060

262050

バナジウムを含む灰及び残滓

AA190

810420

例 810430

可燃性若しくは自然発火性を有するもの又は水と作用して、危険な量の可燃性ガスを発生するマグネシウムの廃棄物及びスクラップ

無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある廃棄物

AB030

シアン化合物を使用しない金属の表面処理に伴い生ずる廃棄物

AB070

例 281290

例 3824

無機ハロゲン化合物（他に掲げるものを除く。）

AB130

使用済みのプラスト砂

AB150

例 382490

精製されていない脱硫石膏及び排煙脱硫石膏

有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある廃棄物

AC060

例 381900

例 381900

例 381900

例 381900

例 381900

例 381900

例 381900

例 381900

例 381900

例 381900

クロロフルオロカーボン類

AC160

例 440310

化学処理されたコルク及び木材の廃棄物

AC250

界面活性剤

AC260

例 3101

豚のふん尿

AC270

下水汚泥

AC300  
附属書2の特性を示す程度に、附属書1に規定する成分を含み、又は当該成分により汚染されたプラスチックの廃棄物（当該廃棄物の混合物を含む。）

無機物又は有機物を含むおそれのある廃棄物

AD090

例 382490

複写用又は写真用の化学品又は材料の製造、調合又は使用に伴い生ずる廃棄物（他に掲げるものを除く。）

AD100

シアン化合物を使用しないプラスチックの表面処理から生ずる廃棄物

AD120

例 391400

例 391400

例 3915

例 3915

例 3915

イオン交換樹脂

AD150

ろ材として使用された自然由来の有機物（バイオフィルター等）

有機物を主成分とし、金属は無機物を含むおそれのある廃棄物

RB020

物理化学的に石綿と性状が類似しているセラミックフアイバー

附属書5・A…処分作業

附属書5Aは、環境保全の観点から適切であるか否かにかかわらず、実際に行われる処分作業の全てのものを含む。

D1 地中又は地上への投棄（例えば、埋立て）

D2 土壌処理（例えば、液状又は泥状の廃棄物の土中における生物分解）

D3 地中の深部への注入（例えば、井戸、岩塩ドーム又は天然の貯留場所へのポンプ注送が可能な廃棄物の注入）

D4 表面貯留（例えば、液状又は泥状の廃棄物をくぼ

地、池又は潟に貯留すること。)

D 5 特別に設計された処分場における埋立て(例えば、ふたをされ、かつ、相互に及び周囲から隔離されている遮水された区画群に埋め立てること。)

D 6 海洋を除く水域への放出

D 7 海洋への放出(海底下への挿入を含む。)

D 8 この附属書において他に規定されていない生物学的処理であつて、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物が附属書5 Aに掲げるいずれかの作業方法によつて廃棄されることとなるもの。

D 9 この附属書において他に規定されていない物理化学的処理であつて、その結果生ずる最終的な化合物又は混合物が附属書5 Aに掲げるいずれかの作業方法によつて廃棄されることとなるもの。(例えば、蒸留、乾燥、煨焼)

D 10 陸上における焼却

D 11 海洋における焼却

D 12 永久保管(例えば、容器に入れ鉱坑において保管すること。)

D 13 附属書5. Aに掲げるいずれかの作業に先立つ調査又は混合

D 14 附属書5. Aに掲げるいずれかの作業に先立つ梱包

D 15 附属書5. Aに掲げるいずれかの作業が行われるまでの間の保管

附属書5. B…回収作業

附属書5. Bは、有害廃棄物であると見なされ又は法的に定義されている物であつて、この附属書に掲げる作業が行われなかつた場合には、附属書5. Aに掲げる作業が行われていたはずのものに関する全ての作業を含む。

R 1 燃料としての利用(直接焼却を除く。)又はエネルギーを得るための他の手段としての利用

R 2 溶剤の回収又は再生

R 3 溶剤として利用しない有機物の再生利用又は回収利用

R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用

R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用

R 6 酸又は塩基の再生

R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収

R 8 触媒からの成分の回収

R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用

R 10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理

R 11 R 1からR 10までに掲げる作業から得られた残渣の利用

R 12 R 1からR 11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換

R 13 附属書5. Bに掲げるいずれかの作業のための物の集積

附属書6…OECDの危険性に基づくアプローチの基準

A) 特性

1) 通常、その廃棄物はこの決定附属書2の有害特性を有しているか。さらに、一以上の加盟国において有害廃棄物であると法的に定義され又はみなされているかを知ることが有益である。

2) その廃棄物は典型的に汚染されているか。

3) その廃棄物の物理的状态はどのようなものか。

4) 事後的漏洩あるいは管理の不備の際、浄化の困難度はどれぐらいか。

5) 歴史的価格変動を考慮した際、その廃棄物の経済的価値はどの程度か。

B) 管理

6) その廃棄物を回収する技術力は存在しているか。

7) その廃棄物の越境移動、あるいはそれに伴う回収作業により環境への有害な事故が生じたことがあるか。

8) その廃棄物は、定期的に確立された経路によつて取引されているか。また、商業分類による証明があるか。

9) その廃棄物は有効な一つの、あるいは一連の契約の条件の下で、通常国際間を移動するか。

10) その廃棄物の再生利用及び回収利用の程度はどれぐらいか。また、その廃棄物の中で回収管理さ

れない部分の割合はどれぐらいか。

11) 回収作業から生じる総合的な環境上の利益はどれぐらいか。

附属書7…加盟国より提供される実用的情報

(1) 権限ある当局…回収作業が行われる廃棄物の越境移動に対して管轄権を有する規当局の住所、電話番号、電子メールのアドレス及びファックス番号を記載する。異なる移動の形態により別の権限ある当局があることが知られている場合(例…通過の場合には、輸出入の場合とは異なる権限ある当局となる場合)にはこれも記載する。適用される場合は、国の権限ある当局のコードナンバーも記載する。

(2) 中央連絡先…個人が望む場合には、そこを通じて追加的あるいは補完的情報を得ることができるような通信窓口の住所、電話番号、電子メールのアドレス、ファックス番号等を提供する。

(3) 受け入れ可能な言語…通告書類を受け取る権限ある当局が理解可能な、輸出者が使用することができると言語を記載する。

(4) 要求される輸出入地…回収作業が行われる廃棄物の輸送を行う場合、特定の税関を通関してその管轄下にある地域から輸出入をしなければならぬことが国内法で規定されている場合は、記載する。

(5) 事前の同意が与えられている回収施設…第II章D条(2)のケース2に従つて、加盟国がその管理下にある地域内に、特定の廃棄物を受け入れられる一あるいはそれ以上の事前の同意が与えられている回収施設を有する場合には、それを記載する。施設の所在地、事前の同意の有効期限、受け入れ可能な廃棄物の種類及び量に関する詳細な情報が判明した時点で記載する。

<p>(14) 関係する国内法規…この決定の条件に関する条項を含む関連する国内法規の引用を記載する。</p> <p>(13) 金銭的要件…加盟国が回収される廃棄物の越境移動の際に金銭的保証を要求する場合には、その要件はこの項に特定されることになる。提供される情報には、とりわけ、保証の形態(例…保険条項、銀行の書簡、証書等)、補償額(もしあれば最低額及び最高額)、廃棄物の量あるいは有害性により補償が異なるのか、補償される損害を含むものとする。</p>	<p>(12) 移動書類…輸入国において回収施設により廃棄物が受領された旨記載した、署名入りの移動書類の写しを受け取ることを通過国が望まない場合は記載する。</p> <p>(11) 輸出通告…輸出者の代わりに権限ある当局が輸出通告を行うかを記載する。</p> <p>(10) 環境上適正な管理に関する情報…廃棄物の環境上適正な管理に関する国内法令の条項に基づく追加的情報を記載する。</p> <p>(9) 書面による同意…加盟国が輸出あるいは輸入の際に書面による同意を必要とする場合には記載する。</p> <p>(8) 契約要件…権限ある当局がその契約について審査するか否かについても含む、輸出者と輸入者の間の契約に関する要件を記載する。</p>	<p>(7) 禁止事項…加盟国の適切な国内法規の下で、輸出入が特に禁止されている廃棄物に関する情報を提供する。</p> <p>(6) 分類の相違…この決定B条(4)の規定に基づき、国のリストにOECD附属書3及び4と異なる分類がある場合には、それを記載することをこの条項は意味する。</p>
<p>B. 移動書類に含まれる情報 上記Aに含まれる全ての情報に以下の情報を加える。</p> <p>16) 輸出者の知る限りにおいて、情報が完全かつ正確であることについての輸出者自身による証明</p>	<p>(15) その他は以下について記載するために使用される…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この決定と国の条項との相違に関する追加情報</li> <li>関連する国内法規の保留修正</li> <li>加盟国により適当であると見なされたその他要件及び事項</li> </ul> <p>附属書8…通告書及び移動書類</p> <p>A. 通告書類に含まれる情報</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>移動書類の連番もしくは他の識別番号</li> <li>輸出者の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールのアドレス及び連絡責任者</li> <li>回収施設の名称、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールのアドレス及び適用される技術</li> <li>輸入者の氏名、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールのアドレス</li> <li>予定される運搬者あるいはその代理人の住所、電話番号、ファックス番号、電子メールのアドレス</li> <li>輸出国及び所管の権限ある当局</li> <li>通過国及び所管の権限ある当局</li> <li>輸入国及び所管の権限ある当局</li> <li>個別的通告か包括的通告か。包括的通告である場合、要請された有効期間。</li> <li>越境移動開始の予定日</li> <li>予定される輸送手段</li> <li>適用可能な保険もしくはその他の金銭的保証が、現に有効である、もしくは将来発効することの証明</li> <li>しかるべきリスト(附属書3又は4の第I部又は第II部)への廃棄物の種類の指定及びその記述、各推定総量、有害特性</li> <li>この決定附属書5. Bに基づく回収作業の特定</li> <li>この決定により要求されている書面による単一あるいは一連の契約、もしくは契約相当の取り決めが存在することの証明</li> </ol>	<p>1) 輸送が開始された日</p> <p>b) 運搬者の名称、住所、電話番号、ファックス番号及び電子メールのアドレス</p> <p>c) 梱包の形式</p> <p>d) 運搬者によって講じられるべき、あらゆる特別な予防措置</p> <p>e) 全関係国の権限ある当局から何ら反対が申し立てられていないとの輸出者による宣言。この宣言には輸出者の署名を必要とする。</p> <p>f) 個々の保管の移転に際する適切な署名</p> <p>C. OECD域内の回収作業に向けられる廃棄物の国境を越える移動において推奨される通告及び移動書類の様式(第I章.パラグラフ3参照)とこれらの様式の記載指示</p> <p>(略)</p>